資料１

生物多様性国家戦略小委員会における検討の進め方について（案）

１．生物多様性国家戦略について

■ 生物多様性条約　採択（平成４年５月）
（条約第６条）締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的

■ 生物多様性国家戦略　決定（平成７年 10 月）

■ 新・生物多様性国家戦略　決定（平成 14 年３月）

■ 第三次生物多様性国家戦略　閣議決定（平成 19 年 11 月）

■生物多様性基本法　制定
（平成20年６月法律第58号）
（法第 11 条）政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性国家戦略）を定めなければならない。

生物多様性条約ＣＯＰ９
（ドイツ・平成 20 年５月）
→　ＣＯＰ10 日本開催決定

Ｇ８環境大臣会合
（神戸・平成 20 年５月）
（イタリア・平成 21 年４月）

自然公園法改正
自然環境保全法改正
エコツーリズム推進法制定　など

Ｇ８首脳会合
（洞爺湖・平成 20 年７月）
（イタリア・平成 21 年７月）

自然環境・野生生物合同部会
（平成 21 年７月９日）
生物多様性国家戦略策定　諮問

生物多様性条約ＣＯＰ10　日本開催（平成 22（2010）年）

２．第三次生物多様性国家戦略の概要

－人と自然が共生する「いきものにぎわいの国づくり」を目指して－

平成 19 年 11 月 27 日閣議決定

第１部：戦略

【生物多様性の重要性】

いのちと暮らしを支える生物多様性

①すべての生命の存立基盤　－酸素の供給、豊かな土壌の形成など－
②将来を含む有用な価値　－食べもの、木材、医薬品、品種改良、未解明の遺伝情報など－
③豊かな文化の根源　－地域色豊かな文化や風土、全てのいのちを慈しむ自然観など－
④暮らしの安全性　－災害の軽減、食の安全確保など－

【課　題】

第１の危機　・開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
第２の危機　・里地里山などの手入れ不足による自然の質の変化
第３の危機　・外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱

地球温暖化による危機　－逃れられない深刻な問題－
・多くの種の絶滅や生態系の崩壊

【長期的な視点】

100年先を見据えたグランドデザイン

・生物多様性から見た国土のグランドデザインを、国土の生態系を100年かけて回復する「100年計画」として提示

【多様な主体の参画】

地方・民間の参画

・地域での活動に結びつけるため、地方や企業による取組の必要性を強調

４つの基本戦略

Ⅰ 生物多様性を社会に浸透させる
Ⅱ 地域における人と自然の関係を再構築する
Ⅲ 森・里・川・海のつながりを確保する
Ⅳ 地球規模の視野を持って行動する

第２部：行動計画

・約660の具体的施策
・実施省庁を明記
・34の数値目標

３．生物多様性国家戦略の策定に係る検討の進め方

※第１回自然環境・野生生物合同部会（平成 21 年７月９日）資料抜粋

（１）国家戦略策定の趣旨

これまで、生物多様性条約第６条の規定により、生物多様性国家戦略を策定してきた。

（参考）生物多様性条約（抜粋）

第６条　保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行う。

（a） 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるようにすること。

（b） 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合には、関連のある部門別の又は部門にまたがる計画及び政策にこれを組み入れること。

現行の国家戦略（第三次生物多様性国家戦略（以下「第三次国家戦略」という。））は、様々な形で国民の意見を聴き、中央環境審議会における議論を重ねたうえで平成 19 年 11 月に閣議決定したもの。

その後、平成 20 年５月に生物多様性基本法が制定され、第 11 条に生物多様性国家戦略の策定が国の義務として規定された。

（参考）生物多様性基本法

（生物多様性国家戦略の策定等）

第 11 条　政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性国家戦略」という。）を定めなければならない。

２　生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針

二　生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

三　生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四　前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
５　環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。
６　前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

同法では、

①環境基本計画と生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関して、国家戦略を基本とすること（第 12 条）

②都道府県、市町村は生物多様性国家戦略を基本として地域戦略を定めるよう努めなければならないこと（第 13 条）

を規定している。

（参考）生物多様性基本法
（生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係）
第 12 条　生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項 に規定する環境基本計画（次項において単に「環境基本計画」という。）を基本として策定するものとする。
２　環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

（生物多様性地域戦略の策定等）
第 13 条　都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。
２　生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　生物多様性地域戦略の対象とする区域
二　当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
三　当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
四　前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。
４　前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

現時点で法に定める国家戦略は無い状態のため、同法に基づく国家戦略を早期に策定する必要がある。

現行の国家戦略では、法が定める各事項を既に記載しているが、策定後に、生物多様性基本法の制定のほか、ＣＯＰ10の名古屋開催決定、Ｇ８環境大臣会合の開催など、生物多様性に関する国内外における大きな動きがあった。

こうした点を踏まえ、現行の国家戦略をベースとして、ＣＯＰ10における成果を視野に必要な事項を盛り込むとともに、現行の国家戦略策定後の施策の進捗や変化に係る検討を行い、内容を充実させる方向で、同法に基づく国家戦略を策定するものとする。

（２）国家戦略策定の基本方針

生物多様性基本法に基づく新たな国家戦略の策定（法定化）にあたっては、

①ＣＯＰ10 で目指す成果を視野に、政府として取り組む事項を追加するとともに、現行の第三次国家戦略策定後の施策の進捗や状況の変化を反映する。

②原則として、第三次国家戦略の構成・計画期間等の基本的骨格は維持する。

③法定化作業は第三次国家戦略のレビュー（点検）を行いつつ実施する。

④新しく定める国家戦略は、ＣＯＰ10 終了後に、ＣＯＰ10 の成果も踏まえて改定作業に着手する。

（３）新たな国家戦略に盛り込む主な事項の例

基本方針を踏まえ、今回策定する新たな生物多様性国家戦略においては、下記の事項を中心に現行の第三次生物多様性国家戦略の内容の充実を図る。

具体的な記載事項、記載方法については、今後実施する第三次国家戦略の実施状況の点検結果や関係者ヒアリングの結果を踏まえ、生物多様性国家戦略小委員会において案の検討を行う。

- 生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の成功
- ポスト２０１０年目標設定への貢献
- 生物多様性における経済的視点の導入
- 科学的基盤及び科学と政策のインターフェース（接点）の強化
- ＳＡＴＯＹＡＭＡイニシアティブの推進
- 生物多様性の社会における「主流化」
- 第三次国家戦略策定後の変化を踏まえた施策の推進

４．今後のスケジュール（予定）

７月９日　**自然環境・野生生物合同部会（第１回）**
・国家戦略見直しに係る諮問
・生物多様性国家戦略小委員会の設置
・検討の進め方

７月 28 日　**生物多様性国家戦略小委員会（第１回）**
・第三次生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果
・各省施策ヒアリング（環境省、農林水産省、国土交通省）

８月 26 日　**生物多様性国家戦略小委員会（第２回）**
・関係団体からのヒアリング（ＮＧＯ、経済団体）
・主要新規事項検討

⇒ **合同部会委員への検討状況送付・意見照会**

９月頃（日程調整中）　**生物多様性国家戦略小委員会（第３回）**
・素案検討

10 月頃（日程調整中）　**生物多様性国家戦略小委員会（第４回）**
・案検討

10 月～11 月　**パブリックコメントの募集（30 日間）**
・生物多様性国家戦略（案）
・第三次国家戦略の実施状況の点検結果（案）

11 月頃　**自然環境・野生生物合同部会（第２回）**
・案文検討

12 月頃　**自然環境・野生生物合同部会（第３回）**
・答申

12 月　**閣議決定**
・生物多様性国家戦略決定